令和８年度法定研修受講確認フローチャート

フローチャート（証の更新もしくは再交付）

◎主任介護支援専門員の方で、〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修の受講を希望される方は、フローチャート（〔主任〕の更新）を確認してください。
◎受講対象者等の詳細は令和8年度各研修の要綱を確認してください。

凡例：はい → ／ いいえ ⇢

主任介護支援専門員の方で、〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修の受講を希望される方は、別途「フローチャート（〔主任〕の更新）」をご確認ください。

介護支援専門員証（以下、「証」という）の更新を希望しますか？

⇢ 証の有効期間が過ぎ、証が失効した後も、〔再研修〕を受講し手続きを行うことにより、証の再交付を受けることができます。

介護支援専門員としての登録地は**京都府ですか？**
※証に登録都道府県が記載されています。

⇢ **「受講地変更」**の手続きはしましたか？

⇢ 登録を行っている都道府県に連絡をして「受講地変更」の手続きをしてください。

現在の証に記載の有効期間満了日が、

令和8年3月31日以前	**令和8年4月1日から令和9年3月31日まで**	**令和9年4月1日から令和10年3月31日まで**	**令和10年4月1日以降**
証の有効期間が満了し失効している		**【更新研修】対象**	**【専門研修】対象**

【専門研修】対象者とは
現任の介護支援専門員に限り、実務経験年数に応じて更新年度以前に〔課程Ⅰ〕・〔課程Ⅱ〕を【専門研修】として任意で受講することが可能です。
◎専門研修〔課程Ⅰ〕
就業後6ヶ月以上の方が受講対象者で、就業後3年以内に受講することが望ましいとされています。
◎専門研修〔課程Ⅱ〕
専門研修〔課程Ⅰ〕を修了している、就業後3年以上の方が受講対象者です。

令和10年4月1日以降【専門研修】対象

現在実務についていますか？

⇢ 受講できる研修はありません

はじめての更新ですか？
※〔再研修〕を受講して証の再交付を受けたあと、はじめての更新となる方も含みます。

現在の証の交付を受ける際に受講した研修は

〔実務未経験者〕	〔課程Ⅰ〕と〔課程Ⅱ〕の両方または〔課程Ⅱ〕のみ

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅰ〕を修了している

実務経験が6ヶ月以上ある

実務経験が3年以上ある

⇢ 受講できる研修はありません

専門研修〔課程Ⅰ〕

専門研修〔課程Ⅱ〕

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅱ〕を修了している

受講が必要な更新研修はありません
有効期間までに余裕をもって更新手続きをしてください

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

必要な研修を修了し、証に記載の有効期間満了日までに証の更新手続きを行うことができる

⇢ 有効期間満了日以降、証は失効し、介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

→ 現在の証の有効期間（5年間）内に介護支援専門員としての実務経験がある

⇢ **〔実務未経験者〕**

受講者自身がケアマネジメントした事例を所定の様式に従って提出できる

はじめての更新ですか？
※〔再研修〕を受講して証の再交付を受けたあと、はじめての更新となる方も含みます。

現在の証の交付を受ける際に受講した研修は

〔実務未経験者〕	〔課程Ⅰ〕と〔課程Ⅱ〕の両方または〔課程Ⅱ〕のみ

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅰ〕を修了している

両方	**更新研修〔課程Ⅰ〕**
	更新研修〔課程Ⅱ〕

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅱ〕を修了している

更新研修〔課程Ⅱ〕

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで【更新研修】対象

現在の証の有効期間（5年間）内に介護支援専門員としての実務経験がある

はじめての更新ですか？
※〔再研修〕を受講して証の再交付を受けたあと、はじめての更新となる方も含みます。

現在の証の交付を受ける際に受講した研修は

〔実務未経験者〕	〔課程Ⅰ〕と〔課程Ⅱ〕の両方または〔課程Ⅱ〕のみ

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅰ〕を修了している

実務経験が6ヶ月以上ある

実務経験が3年以上ある

⇢ 受講できる研修はありません

専門研修〔課程Ⅰ〕

専門研修〔課程Ⅱ〕

現在の証の有効期間内に専門研修〔課程Ⅱ〕を修了している

受講が必要な更新研修はありません
有効期間までに余裕をもって更新手続きをしてください

令和8年3月31日以前

証の有効期間が満了し失効している

〔再研修〕

証の更新交付申請書の提出先・【証の登録に関する】問い合わせ先
京都府健康福祉部　高齢者支援課　介護計画・企画係（TEL：075-414-4578）
〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町